

## 戸沢村持続化給付金 規定

### 1. 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により特に大きな影響を受けている、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）のうち、給付対象者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える持続化給付金（以下「給付金」という。）を給付するものとする。

### 2. 給付対象者

給付金の給付対象者は、個人事業者のうち、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

(1) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※本規程における事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとし、2019年の年間事業収入は、当該欄に記載されるものを用いることとする。

※ただし、証拠書類として8項（1）の規定に基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。

※なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。

(2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。

※対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択。

※青色申告を行っている場合、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いる。ただし、青色申告を行っている者で、所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合、所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は相当の事由により当該書類を提出できない場合は、以下の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

※白色申告を行っている場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は8項（1）の規定に基づき住民税の申告書類の控えを用いる場合には、2019年の月次の事業収入が記載されないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができる。

### 3. 給付額

給付金の給付額は、30万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたもの（その額に1千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。

<算定式>

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額（上限 30万円）

A：2019年の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

### 4. 給付金の申請

#### (1) 申請期間

給付金の申請の受付は、令和2年5月13日から、令和3年1月15日までとする。

#### (2) 申請方法

申請者は、申請期間内に必要な情報及び証拠書類等を提出することにより、申請を行うものとする。

#### (3) 申請時に必要な基本情報

申請者は、次に掲げる情報を事務局に提出するものとする。

- ① 屋号・雅号
- ② 業種
- ③ 申請者住所
- ④ 申請者氏名
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 連絡先
- ⑦ 対象月
- ⑧ 2019年の事業収入
- ⑨ 対象月の月間事業収入、2019年の対象月と同月の月間事業収入
- ⑩ 申請者本人名義の振込先口座に関する情報

#### (4) 申請内容を証明する書類等（以下「証拠書類等」という。）

申請者は、次に掲げる証拠書類等を事務局に提出するものとする。

- ① 青色申告を行っている場合
  - (ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え
  - (イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの
  - (ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
  - (エ) (別表 1) に定める本人確認書類
  - (オ) その他事務局が必要と認める書類
- ② 白色申告を行っている場合
  - (ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え
  - (イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの

- (ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (エ) (別表 1) に定める本人確認書類
- (オ) その他事務局が必要と認める書類

## (5) 証拠書類等の留意事項

### ① 確定申告書第一表の控えの留意事項

確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その 2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができる。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができる。

なお、收受日付印等が存在せず、「納税証明書（その 2 所得金額用）」による代替提出もない場合であっても申請を受け付けるが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果給付金の給付ができない場合がある。

### ② 所得税青色申告決算書の控えの留意事項

所得税青色申告決算書の控えは提出しないことを選択することができる。ただし、この場合は白色申告を行っている者と同様の扱いをするものとする。

### ③ 対象月の月間事業収入がわかるものの留意事項

売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。

## (6) 給付決定

給付金の給付は、審査を経て村長が給付額を決定する。また、給付が決定した場合には給付通知を、不給付が決定した場合には不給付通知を申請者に送付する。

## 5. 宣誓・同意事項

申請者は次に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、村長は、当該宣誓又は同意をした者に限り、給付金を給付する。

- (1) 2 項の給付対象者の要件を満たしていること
- (2) 4 項（3）の申請時に必要な基本情報及び同項（4）の証拠書類等（以下基本情報等）という。）の内容が虚偽でないこと
- (3) 6 項の不給付要件に該当しないこと。
- (4) 関係書類の提出指導等やその他の調査に応じること。
- (5) 不正受給等（（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い、又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）が判明した場合には、7 項の規定に従い給付金の返還等を行うこと

(6) 別紙1で定める暴力団排除に関する誓約事項

6. 不給付要件

5項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者に対して、給付金を給付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 宗教上の組織若しくは団体
- (3) (1) (2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと村長が判断する者

7. 給付金に係る不正受給等への対応

(1) 申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合村は次の対応を行う。

- ① 提出された基本情報等について審査を行い、不審な点がみられる場合等に調査を開始する。  
申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査については、戸沢村職員が行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。  
なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。
- ② 村は、調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、給付金の返還に係る通知を行う。

8. 給付額の算定式及び証拠書類等の特例

(1) 2019年の確定申告書類等の控えを提出できない場合

4項(4)①(ア)及び②(ア)の証拠書類等について、次のいずれかの書類で代替することを認めるものとする。

- ① 2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合  
2019年分の住民税の申告書類の控え
- ② 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき、2019年分の確定申告を完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合  
2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控え

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の交付の申請から給付金の受領後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ( 1 ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ( 2 ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ( 3 ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ( 4 ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

## 別表 1

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを住所・氏名・明瞭な顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出すること。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）  
（両面）

※いずれの場合も申請を行う日において有効なもの<sup>2</sup>であり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

なお、（1）から（4）を保有していない場合においては、（5）又は（6）いずれかの組み合わせで代替することができるものとする。

- (5) 住民票の控え及びパスポートの両方  
※パスポートについては、顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の控え及び各種健康保険証の両方  
※各種健康保険証については両面

---

<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、更新期限の猶予等の措置がとられているものは、この限りでない。